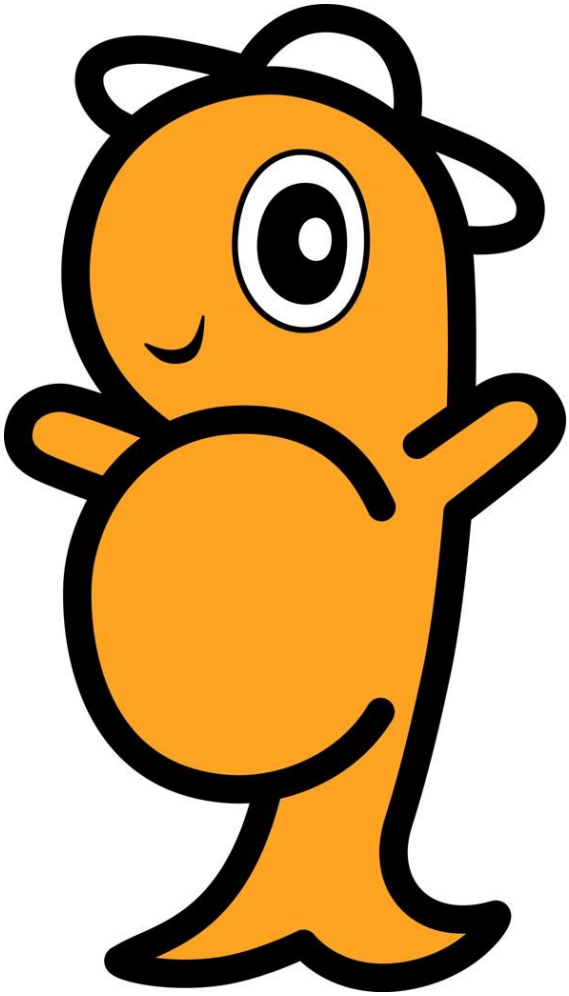
野田村　村有財産利活用提案

募集要項



令和８年11月

野田村　総務課

目　次

１．趣旨 …… 3
２．対象財産 …… 3
３．提案者 …… 3
４．募集する提案 …… 4
５．スケジュール …… 4
６．申込手続 …… 5
⑴ 募集要項の公表
⑵ 現地調査
⑶ 募集要項に対する質問及び回答
⑷ 事前相談
⑸ 提案
７．提案内容の審査 …… 7
⑴ １次審査
⑵ ２次審査
⑶ 提案内容の審査結果の通知及び公表
８．事業化に向けた協議 …… 9
⑴ 協定の締結
⑵ 詳細協議等
９．契約の締結等 …… 9
⑴ 契約の締結
⑵ 契約名義人
⑶ 留意事項
10．代金の支払方法 …… 9
11．その他 …… 9
⑴ モニタリング
⑵ 各種様式等
⑶ 関係資料の閲覧
⑷ その他の留意事項
12．問い合わせ先 …… 10
別紙１　対象財産一覧表 …… 11
Ⅰ　建物及び土地
Ⅱ　土地
別紙２　申込書類一覧表 …… 12

１．趣旨

本村では、平成29年３月に策定した「野田村公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等を村の貴重な経営資源として捉え、長寿命化のほか、利活用の促進や複合化等を総合的かつ統括的に行う公共施設マネジメントを推進しています。

また、令和８年３月には上位計画である新たな「野田村総合計画」を策定し、むらづくりの基本方針を定めたところであります。

この募集要項は、これらの取組の一環として、未利用となっている村有財産について、村民や民間事業等の自由で創意工夫に富んだアイデアやノウハウを活かして利活用を行う提案を募集し、事業化に向けた検討を行う「野田村 村有財産利活用提案」（以下「提案制度」という。）について必要な事項を定めるものです。

２．対象財産

提案の対象とする財産（以下「対象財産」という。）は、別紙１「対象財産一覧表」のとおりです。また、建物を有する財産の基本情報は別添「施設個票」のとおりです。

対象財産のうち「旧観光物産館」及び「旧農林水産物直売所」については、別途定める公募実施要領により行いますので、そちらをご確認ください。

なお、対象財産以外の村有財産の利活用に関する相談も随時受け付けます。

３．提案者

提案を応募することができる者（以下「提案者」という。）は、個人、法人及びその他団体（共同提案も可）とします。ただし、提案の時点で次のいずれかに該当する者（法人及びその他団体にあっては、その代表者又はその他の役員を含む。）は、提案者となることができません。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定（一般競争入札の参加者の資格を有しない者）に該当する者（法人及びその他団体にあっては、その代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始若しくは破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者

⑶　国税、都道府県税又は市町村税の滞納がある者（新型コロナウィルス等の影響による徴収猶予を受けている場合は除く）

⑷　村又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人から指名停止措置を受けている者

⑸　提案内容に関し、法令に基づく免許、許可又は登録等を受けていない者

⑹　暴力団排除条例（平成27年野田村条例第13号）第６条第１項に規定する暴力団関係者

⑺　その他、村長が適当でないと認める者

※共同提案の場合は、全ての構成員が提案者の資格を満たすとともに、原則として提案時と提案実施時は同じ構成員であること。また、主たる役割を担う代表者を選定する必要があります。

４．募集する提案

募集する提案は、対象財産の利活用に関するものであって、提案者が実施主体となり利活用を行うものとします。

借受けは、契約締結日から起算して５年以内とし、期間は更新できるものとします。この場合、更新することができる期間は、５年を超えることができないものとします。

なお、建物を利活用する場合、建築基準法や消防法等の関係法令への適合を確認するため、事前に関係機関との協議を行い、建物の改修等が必要な場合は、事業計画提案書（様式６）に明記してください。

［受付できない提案］

次のような提案の受付はできません。

①　村に新たな財政負担が発生する提案。ただし、十分な財政効果や本村の施策実現に寄与すると認められる提案は受け付けます。

②　村（又は村が委託する者）が着手又は計画している事業の内容と同様の提案

③　提案者以外が実施主体となることを前提とした提案

④　法令等に反する提案

⑤　村の施策（都市計画等）に反する提案

⑥　その他、村長が適当でないと認める提案

なお、次のような場合は、本制度によらず、従来どおり財産所管課で対応します。

・行政財産の目的外使用により、自動販売機を設置する場合

・交通、通信、電気その他の公益事業の用に供するため、使用許可等を求める場合　等

５．スケジュール

本件のスケジュールは次のとおりです。なお、日程を変更する場合には、ホームページで随時お知らせします。　※提案内容によって、審査結果の通知や詳細協議の時期が前後する場合があります。

区分	日程
現地調査申込、質問の受付	令和８年11月16日(月)～12月25日(金)
事前相談申込の受付	令和８年11月16日(月)～12月25日(金)
申込書類の受付	令和９年１月５日(火)～１月18日(月)
選定委員会による審査*	令和９年２月
審査結果の通知・公表*	令和９年２月
詳細協議*	審査結果通知後～令和９年３月
契約の締結*	令和９年３月

６．申込手続

⑴　募集要項の公表

村公式ホームページで公表するとともに、以下の場所で配布します。

配布場所　：　野田村総務課 財政班

ホームページ URL　：　https://www.vill.noda.iwate.jp

⑵　現地調査

ア　申込方法

対象財産の現地調査を希望する場合は、以下のとおり現地調査申込書を提出してください。

提出書類　：　様式１「現地調査申込書」

提出方法　：　電子メール

※件名は「提案制度に関する現地調査申込」としてください。

提 出 先　：　野田村総務課 財政班

電子メールアドレス　：　soumu_zaisei@vill.noda.iwate.jp

イ　現地調査申込の受付期間

令和８年11月16日(月) ～ 12月25日(金)

ウ　現地調査の実施

現地調査申込書の提出日から５日以内に、現地調査の実施日時を電子メールにて連絡します。

なお、村側の立会者は、当該財産の所管課職員及び総務課職員とします。

⑶　募集要項に対する質問及び回答

ア　質問方法

募集要項の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。

提出書類　：　様式２「質問書」

提出方法　：　電子メール

※件名は「提案制度に関する質問」としてください。

提 出 先　：　野田村総務課 財政班

電子メールアドレス　：　soumu_zaisei@vill.noda.iwate.jp

イ　質問の受付期間

令和８年11月16日(月) ～ 12月25日(金)

ウ　質問に対する回答

受付期間中に質問書を提出された方へ電子メールにて回答します。なお、質問の内容が提案制度に関する事項の場合は、ホームページにて質問及び回答を公表し、回答内容については、本要項と同等の効力を有するものとします。

⑷　事前相談

本制度を効率的・効果的に運用するため、提案前の事前相談を必須とします。事前相談のない提案は受け付けることができませんので、ご注意ください。

ア　申込方法

事前相談を行う場合は、以下のとおり事前相談書を提出してください。

提出書類　：　様式３「事前相談書」

提出方法　：　電子メール

※件名は「提案制度に関する事前相談」としてください。

提 出 先　：　野田村総務課 財政班

電子メールアドレス　：　soumu_zaisei@vill.noda.iwate.jp

イ　事前相談申込の受付期間

令和８年11月16日(月) ～ 12月25日(金)

ウ　事前相談ヒアリングの実施

事前相談書の提出日から５日以内に、ヒアリングの実施日時を電子メールにて連絡します。

事前相談書の内容を踏まえ、対象財産に関する情報を提供するとともに、事前相談の内容についてのヒアリングを行い、提案内容の実現性や妥当性を判断します。

なお、提案内容の実現性や妥当性が明らかに低いと判断される場合は、提案内容の再検討をお願いする場合があります。

また、事前相談の内容が、既存の制度により対応可能なものである場合には、当該財産の所管課が従前の方法で取り扱います。

エ　事前相談結果の通知

事前相談の結果は、事前相談書の提出者に通知します。事前相談の結果、提案が可能である旨の通知を受けた後、提案を行ってください。

⑸　提案

ア　申込方法

以下のとおり申込書類を提出してください。

提出書類　：　別紙２「申込書類一覧表」のとおり

提出方法　：　郵送又は持参

※郵送の場合は、締切日当日（令和９年１月18日(月)）付けの消印は有効とします。

提 出 先　：　〒028-8201　岩手県九戸郡野田村大字野田第20地割14番地

野田村総務課 財政班

イ　受付期間

令和９年１月５日(火) ～ １月18日(月)

ウ　受付時間

午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

エ　申込辞退

申込書類提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式７）を提出してください。

オ　注意事項

①　持参の場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

②　申込書類の提出は、１応募者１提案とします。

③　申込書類の言語は日本語、通貨は日本国通貨を使用してください。

④　申込書類の著作権は提案者に帰属しますが、申込書類は返却しないこととします。なお、提案者が事業者となった場合、著作権は村に帰属するものとします。

⑤　提案にあたっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認することとし、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。

⑥　申込書類において、虚偽の内容の記載があった場合は失格とします。

⑦　必要に応じて、申込書類の補正や追加資料の提出をお願いする場合があります。

７．提案内容の審査

⑴　１次審査

当該財産の所管課及び総務課において、応募資格を満たしているか、記載すべき事項が記載されているか等の書類審査を行います。

⑵　２次審査

１次審査を通過した提案について、「野田村 村有財産利活用事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。)」において、総合的に審査を行い、事業化に向けた協議の対象とする提案を選定します。

ア　選定委員会の構成

野田村副村長、総務課長*、未来づくり推進課長*及び当該財産を所管する課長（教育委員会事務局においては教育次長）とします。また、必要に応じて特別委員（外部委員）を加える場合があります。

※村の上位計画である総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び国土強靭化地域計画の所管課長

イ　審査基準等

提案内容について、以下の審査項目及び審査の視点を踏まえ、評価を行います。

No.	審査項目	審査の視点	配点
1	事業遂行体制・信頼性	・提案内容の実施にふさわしい体制を有しているか ・提案内容と同様の事業実績があるなど、信頼性を有しているか	10

2	提案内容の実現性	・提案内容が妥当で、実現性の高いものであるか ・関係法令への適合など、支障となる事項はないか	30
3	提案内容の独自性	・提案内容に独自のアイデアや工夫による付加価値があるか	10
4	村の施策への貢献度	・野田村総合計画、野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略及び野田村国土強靭化地域計画などの村が定める計画の推進に資するものであるか ・村の維持管理費の削減又は歳入の増加が見込めるか	30
5	地域への貢献度	・雇用の創出、村内事業者や地元産品の活用につながるものであるか ・地域との交流促進や地域の自治活動への協力など、地域活性化の推進に資するものであるか	20

ウ　プレゼンテーションの実施

１つの財産に対し複数の提案があった場合又は選定委員会において必要と認められる場合、選定委員会の場でプレゼンテーションをしていただきます。なお、プレゼンテーションを実施する場合に使用する資料は、原則として事前に提出した事業計画提案書（様式６）とします。

エ　会議の非公開

選定委員会の会議は、非公開とします。

オ　審査からの除外

次に掲げる事項に該当することが認められる場合は、審査対象から除外します。

①　審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

②　選定委員会の委員に対し、本件に関する接触（直接間接を問わない。）をした場合

③　申込書類に虚偽又は不正があった場合

⑶　提案内容の審査結果の通知及び公表

提案内容の審査結果は、全ての提案者に文書で通知するとともに、ホームページで公表します。

なお、審査結果に対する異議は申し立てることができません。

①　協議対象となった提案は、提案者名、事業名及び事業概要を公表します。

②　協議対象から外れた提案は、事業名のみ公表します。

８．事業化に向けた協議

⑴　協定の締結

協議対象となった提案の提出者（以下「契約候補者」という。）と村は、事業化に向けて誠実に協議することについて、協定書（様式８）により協定を締結します。

⑵　詳細協議等

契約候補者と村は、提案内容の事業化に向け、原則として、契約候補者が行った提案の範囲内で詳細協議や必要な手続き等を行うこととします。

詳細協議により協議が調った場合、契約候補者を契約事業者（以下「事業者」という。）とします。

９．契約の締結等

⑴　契約の締結

事業者と村は、協議成立後、提案事業の実施について必要な契約を締結することとします。事業者は、契約締結後、速やかに事業に着手し、責任をもって事業を履行することとします。

⑵　契約名義人

申込者名義で契約を締結することとします。なお、共同申込の場合は、必ず構成員全員の名義で契約を締結してください。

⑶　留意事項

①　事業者が、本物件を公序良俗に反する用途に供するおそれのあるときは、契約を締結しない場合があります。

②　契約締結までの間に、事業者として不適当と認められる事情が生じたときは、事業者の決定を取り消す場合があります。この場合、次点者を事業者とします。

10．代金の支払方法

契約締結前の詳細協議において決定します。

11．その他

⑴　モニタリング

村は、契約締結した財産の利活用状況等について、必要に応じてモニタリング調査を実施することとし、事業者は、モニタリング調査に協力することとします。

⑵　各種様式等

提案制度における各種様式は、ホームページからのダウンロードが可能ですので、ご活用ください。

⑶　関係資料の閲覧

本制度に関連する以下の資料は、ホームページで閲覧することができます。

①　野田村公共施設等総合管理計画
②　野田村総合計画
③　野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略
④　野田村国土強靭化地域計画

⑷　その他の留意事項

①　提案制度に係る費用は、提案者の負担とします。
②　現状で引き渡しすることを原則とします。
③　提案内容が村の許認可、指定等が必要となる場合、契約締結によって村の許認可、指定等が予定されるものではありません。
④　村の承諾を得ずに、事業計画の変更又は所有権の移転等を行った場合は、違約金を請求することがあります。

12. 問い合わせ先

野田村総務課 財政班
住所　〒028-8201 岩手県九戸郡野田村大字野田第20地割14番地
電話　0194-78-2111（内線115）
電子メールアドレス　soumu_zaisei@vill.noda.iwate.jp
ホームページ URL　https://www.vill.noda.iwate.jp

別紙１

対象財産一覧表

Ⅰ　建物及び土地

No.	財産名	所在地	延面積(㎡)
1	旧野田小学校	九戸郡野田村大字野田12-61-18	5,457
2	旧米田保育所	九戸郡野田村大字野田8-53-1	198
3	旧観光物産館	九戸郡野田村大字野田31-31-1地内	480
4	旧農林水産物直売所	九戸郡野田村大字野田31-28-2地内	201

Ⅱ　土地

No.	財産名	所在地	地積(㎡)	地目
1	旧横合小学校跡地	九戸郡野田村大字野田3-109-14	3,300	宅地
2	旧上明内公民館隣接地	九戸郡野田村大字野田22-115-51	460	宅地
3	復興事業未利用地①	九戸郡野田村大字野田17-12-1	334	宅地
4	復興事業未利用地②	九戸郡野田村大字野田17-12-3	361	宅地
5	復興事業未利用地③	九戸郡野田村大字野田17-7-4	308	宅地
6	復興事業未利用地④	九戸郡野田村大字野田17-7-3	241	宅地

別紙２

申込書類一覧表

No.	提出書類	様式等	提出部数	
			正本	副本
1	参加申込書	様式４	1	―
2	誓約書	様式５	1	―
3	事業計画提案書	様式６	1	5＊
4	企業又は事業の概要が分かるもの (会社概要、企業案内パンフレット等)	任意	1	―
5	定款又は寄附行為の写し	任意	1	―
6	印鑑証明書	交付から３か月以内のもの	1	―
7	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	交付から３か月以内のもの	1	―
8	納税証明書等(国税、県税及び市町村税)　※最新のもの	交付から３か月以内のもの	1	―
9	財務諸表又は経営状況等がわかる書類	任意	1	―
10	活用計画に係る業務に関する法令等に基づく免許、許可又は登録等を証する書類　※必要な場合	―	1	―

※特別委員(外部委員)を置く場合は、副本数を追加するもの。